

全農薬通報

No 321

令和元年11月29日

目 次

◎主な行事予定

- ・全国農薬協同組合
- ・植物防疫関係団体

◎組合からのお知らせ

- ・全複工・全肥商連合同総会・合同講演会
- ・第34回報農会シンポジウム『植物保護ハイビジョンー2019』
- ・(一社)日本植物防疫協会主催シンポジウム
- ・第93回植物防疫研修会
- ・第7回農薬安全コンサルタントリーダー研修会
- ・第54回全農薬総会 第42回安全協全国集会

◎行政からのお知らせ

- ・再評価を受ける農薬の公表

◎全農薬ひろば

- ・ハボタン



全国農薬協同組合

〒101-0047 東京都千代田区内神田 3-3-4 全農薬ビル

TEL : 03-3254-4171

FAX : 03-3256-0980

<https://www.znouyaku.or.jp> E-mail : info@znouyaku.or.jp

全農薬の主な行事予定

「全国農薬協同組合」

- 12月10日(火)15:00~17:00 第293回理事会
12月11日(水)11:00~12:00 全農薬受発注システム利用メーカー協議会第10回総会

令和2年(2020年)

- 1月6日(月) 仕事始め
1月7日(火)12:30~ 農薬工業会賀詞交歓会(経団連会館)
1月22日(水)16:00~ 農薬工業会との情報交換会(執行部)
1月27日(月)~31日(金) 植物防疫研修会(一社)日本植物防疫協会会議室
2月4日(火)11:00~16:30 令和2年度北陸地区会議(金沢市)
2月5日(水)11:00~16:30 令和2年度中国・四国地区会議(岡山市)
2月6日(木)11:00~16:30 令和2年度近畿地区会議(大阪市)
2月7日(金)11:00~16:30 令和2年度東海地区会議(名古屋市)
2月12日(木)11:00~16:30 令和2年度関東・甲信越地区会議(東京都)
2月13日(金)11:00~16:30 令和2年度東北地区会議(盛岡市)
2月20日(木)9:30~16:30 令和2年度北海道地区会議(札幌市)
2月21日(金)11:00~16:30 令和2年度九州地区会議(熊本県益城町)
4月16日(木)11:00~17:00 第294回理事会(執行部協議会、各委員会)
6月~9月(開催日未定) 農薬シンポジウムin大分(大分県)
7月22日(水)13:00~16:30 農薬シンポジウムin山形(山形県)
7月30日(木)11:00~16:30 安全協常任幹事会
9月17日(木)11:00~17:00 第295回理事会(執行部協議会、各委員会)
10月上旬 植物防疫研修会
10月22日(木)13:00~15:00 監査会
11月17日(火)15:00~17:00 第296回理事会
11月18日(水)10:00~19:30 第55回通常総会・第43回安全協全国集会
情報交換会
11月18日(水) 第297回理事会
12月9日(水)13:00~17:00 第298回理事会(執行部協議会)
12月10日(木)11:00~12:00 全農薬受発注システム利用メーカー協議会総会

「植防関係団体」

- 1月7日(火)12:30~ 農薬工業会賀詞交歓会(経団連会館)
1月20日(月)13:00~17:30 (一社)日本植物防疫協会(開始時間要注意)
シンポジウム「病害虫被害の近未来を考える」

組合からのお知らせ

1. 全複工・全肥商連合同総会・合同講演会

日時：9月10日

場所：東京ガーデンパレス

参加者：伊藤参事、宮坂技術顧問

全国肥料商連合会（全肥商連）と全国複合肥料工業会（全複工）は9月10日、東京都文京区の東京ガーデンパレスで令和元年度の定時総会及び両会合同の特別講演会を開催した。総会終了後、懇親パーティーを開催、200名以上が参加した。

○特別講演会概要



農林水産省の鈴木良典生産振興審議官が「肥料をめぐる施策等の動向」と題して講演された。肥料制度の見直しでは、地力が低下した土壌や栄養バランスが悪化した土壌が増えていること、産業副産物を活用した肥料の重要性が高まっていることなどがその要因と指摘。そのうえで、「産業副産物の範囲を明確化するなどした原料管理制度の導入や肥料配合の柔軟化・規格の見直しなどを行う。これに加え施肥基準の見直しや全農の肥料銘柄集約などによって農家がより良い肥料が適当な価格で使えるようになる」と説明。



懇親会では、全複工の加藤塹農氏が「肥料取締制度の見直しについては出来るだけ早い改正法案施行を期待しているが、どのような状況でも安全で良質な肥料を出来るだけ安く供給するという使命を疎かにせず一層の合理化と自己改革を進めていきたい」と述べた。

また、来賓として衆議院議員の斎藤健氏が駆けつけ「世界の人口は拡大を続け、日本食ブームも続いている。これを捕まえることが農業をジリ貧にしないため最も大事なこと。皆様にも『海外で勝負できる』という視点で日本農業を応援して頂きたい」と述べた。

2. 第34回報農会シンポジウム『植物保護ハイビジョンー2019』

～わが国農業の持続性と植物保護 く国内・世界の趨勢に挑む技術とシステム～

日時：令和元年9月25日(水) 10:15～19:00

場所：「北とぴあ」つつじホール

○報農会シンポジウム田付貞洋理事長挨拶



講演

○農薬取締法の改正について 農林水産省農薬対策室長 石岡知洋 氏



平成30年12月、農薬取締法の一部を改正する法律が施行された。改正のポイントは、①定期的に、最新の科学的知見に基づき評価を行う再評価制度の導入、②農薬使用者や蜜蜂への影響など農薬の安全性に関する審査の充実である。また、消費者に安全で品質の良い農産物を提供するには、登録制度を通じて農薬の安全性を一層向上していくことだけでなく、これまで以上に、農薬の適正使用を推進していく必要がある。ここでは、改正農薬

取締法の概要とともに、その円滑な施行に向けて、再評価や農薬の安全性に関する審査の充実等に係る最近の動きをご紹介します。

○ドローンを用いた防除の展望 DJI JAPAN(株) 岡田善樹 氏



人の手によって行われていた農薬や肥料の散布作業が、農業用ドローンの登場により大きく変化している。日本の農業は農業従事者の高齢化や後継者不足による農業就業人口の減少という深刻な課題を抱えている。従来の農薬散布は10キログラム以上の農薬を積んだ背負式動噴を担ぎながら圃場を歩いて散布する方法や乗用管理機で地上散布する方法しかなかった。平成元年頃より普及している産業用無人ヘリコプターの請負防除チームに農薬

散布を依頼する方法もあるが、水稻の一斉散布が中心で適宜散布や小規模圃場へのきめ細やかな空中散布には応えられていなかった。そのため、個人農家の需要に応えられるサービスを展開するには難しい状況になっている。その理由は大型で取り扱うには必ず3名以上の作業員が必要になること、機体操縦も難しく一人前の農薬作業を出来るまで膨大な時間

が必要になること、また機体自体も高価であるため個人農家ではなかなか手が出せないことが理由だった。そういった日本農業の課題に応えたのが農薬散布ドローンである。

○生物的防除を基幹とした IPM への移行とその意義 宮崎大学農学部 大野和朗 氏



IPM では予防的防除を目的とした各種防除を組み合わせた上で、さらに防除が必要な場合に最終手段として化学的防除の使用が位置付けられている。一方、生物的防除は IPM を構成する重要な技術であるが、化学防除に比べると実効性に欠ける点もあった。しかし、保全的生物的防除技術として発展した植生管理や天敵温存植物などによる天敵の強化は、近年さまざまな取り組みでその有効性が実証されている。ここでは生物的防除技術を IPM の基幹として位置付ける背景を説明し、さらに生物的防除を基幹とした IPM への移行と意義を考える。

〈GAP を利用した茶の経営改善〉

●GAP を利用した茶の経営改善の取り組み

1) GAP を利用したリスク管理 埼玉県茶業研究所 小川英之 氏



食品安全に加えて環境や労働安全を含めて「持続可能な農業」を目的としたグローバルGAPが国際的な標準として扱われるようになるとともに、日本国内においても GAP の共通基盤に関するガイドラインが平成 22 年に農水省から示され新しい時代の GAP が求められていた。埼玉県では平成 26 年度に GAP の取り組みのさらなる普及に向けて、独自の GAP 規範である「S-GAP」を策定し、県内農家に向け農業の安全・安心の向上を目指した「埼玉県農業生産安全確認運動」を推進している。

2) 狭山茶に GAP 承認を「活かす」 (有)東阜 狭山茶横田園 横田泰宏 氏



日本茶を取り巻く環境は非常に厳しいもので、ここ数年“日本茶離れ”が加速している。食生活をはじめとする生活様式の変化や多様化、家族間の生活時間帯の相違などにより、急須を用いてお茶を飲用する機会が年齢層にかかわらず減少している。また、これまで消費を牽引してきたペットボトル入りの緑茶飲料についても、消費が減少し始めている。一方、海外では日本食ブームや健康志向から緑茶の需要が堅調に伸びており、農林水産省によると、日本茶の輸出は 2005 年には 21 億円、2014 年にはその 3 倍以上の 78 億円を達成。2020 年には 150 億円を見込み、前年比 30%増と伸び続

けている。これからの茶業は海外市場も見据えた生産が必要と考える。「GAP 認証」を取得することにより安全管理を高めることが、グローバル化した日本茶の流通においては必要不可欠なものとして考えると話された。



3. 第34回功労者表彰式「北とぴあ」天覧の間



永年植物防疫事業に携わり、病虫害防除体制の確立、業界の発展、地域の植物防疫行政技術の普及・指導等に功績のあった方々

- ・藤家梓 氏(元千葉県農業総合研究センター)
- ・藤崎祐一郎 氏(元宮城県農業試験場)
- ・松中謙次郎 氏(元青森県農業試験場)

○報農会功績者表彰式の古畑室長祝辞



農林水産省消費・安全局植物防疫課の古畑と申します。本来なら、私ども植物防疫課長の望月からご挨拶申し上げるところですが、急遽、所用が出来、この場に来られなくなりました。代わって私から植物防疫課を代表しまして一言ご挨拶申し上げます。

藤家梓様、藤崎祐一郎様、松中謙次郎様の3名の皆さま、この度は報農会の功労賞の受賞、誠にありがとうございます。

この度功労賞を受賞された方々は、それぞれの分野において長年植物防疫に関する事業に携われ、発生予察事業、病害虫防除対策の確率、地域の

植物防疫行政・技術の普及やご指導等に多大なるご功績があったと伺っています。これまで、植物防疫の発展にご尽力いただいたことに心から感謝申し上げます。

また、報農会におかれましては、植物防疫に関する学術及び技術の振興に向けて、専門家の育成や関係学会等が主催する研究会、シンポジウム等の開催など学術・技術交流の援助、そして本日のように植物防疫の発展に寄与された功績者の方々に対する表彰事業などを実施されており、植物防疫の発展に寄与されているところ誠に大きいものがあります。報農会の理事長をはじめ会の運営に携わる皆様に対し、この場をお借りして感謝申し上げます。

以上、簡単ではございますが私の祝辞の挨拶とさせていただきます。
本日は、本当におめでとうございます。

農薬工業会辻川副会長の乾杯の音頭でスタート



4. (一社)日本植物防疫協会主催シンポジウム

「植物防疫の新たな展開の「その後」をフォローする」

日時：9月20日 10:00～

場所：日本教育会館(一橋ホール)

参加者：宮坂技術顧問

日本植物防疫協会は令和元年9月20日(金)千代田区の日本教育会館一ツ橋ホールにおいて、シンポジウム「植物防疫の新たな展開の「その後」をフォローする」を開催し、国や県の行政、試験研究機関、普及指導機関、農薬企業、大学、生産者など約600名が出席した。

早川理事長挨拶



本日お集まりの皆様には、日頃より日本植物防疫協会の事業推進にあたり、多大なご協力・ご支援をいただいていることに対し、この場を借りて厚く御礼申し上げます。また、協会は7月1日から新たな執行体制になりましたが、引き続きご支援賜りますよう宜しくお願い申し上げます。さて、日植防では植物防疫のホットな話題を取り上げて年2回シンポジウムを開催しているところで

すが、植物防疫をとりまく諸情勢のめまぐるしい変化を背景とし、ここ数年は重要なテーマを取り上げることが多くなっています。

例えば、2017年1月に開催したシンポジウムでは、「薬剤抵抗性対策の新たな展開」と題し、今後待たなしとなってくるであろう「薬剤抵抗性対策」について考え、対策推進の重要性を確認しました。次いで、同年9月のシンポジウム「薬剤施用法を考える」では、近々の課題となってくるとされる農業の大規模化・省力化に対応する薬剤施用法をテーマに、水稻の高密度育苗技術にどう対応していくか等を議論しました。さらに2018年9月のシンポジウム「転換期にたつ植物防疫」では、大きく



変わろうとしている農薬登録制度がどのようなものかを知り、そのインパクトを考えてきました。これらはいずれも大きなテーマであり、会場に詰掛けた多くの参加者からも様々なご意見をいただくなど、大きな反響がありました。それと同時に、これらの重要な課題が「その後」どのように展開しているのか、はたして良好な方向に向かっているのか、それとも新たな問題に直面しているのか等が、皆様にとっても大きな関心事になっているのではないかと思います。事実、この1～2年の短い期間においても、これらには大きな動きがみられ

ています。そこで、本日のシンポジウムは「重要課題のその後はどうなっているのか」をキーワードに、「薬剤抵抗性対策をめぐるその後」、「水稻高密度育苗技術をめぐるその後」、そして「新たな農薬登録制度をめぐるその後」の3つの課題について、それぞれ2題ずつ話題提供をいただくこととしました。

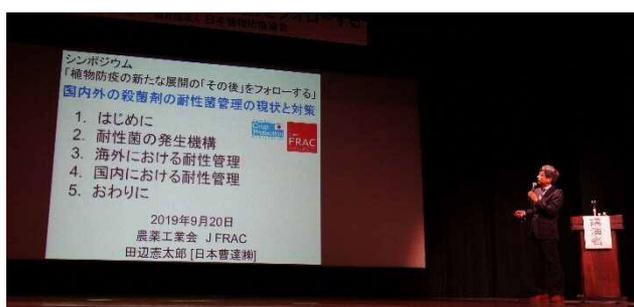
まず第1部の「薬剤抵抗性対策をめぐるその後」では、JFRACの田辺憲太郎さんから薬剤耐性菌対策について、欧州等で企業や生産現場がどのような対策・対応を図っているかをご紹介いただくとともに、JFRACの取り組み方針をご紹介いただき、今後望まれる対策等についてご提言いただきます。次いで日本曹達株式会社の山本敦司さんからは、殺虫剤抵抗性対策について、これまで進めてきた生産現場への普及の取り組みをご紹介いただき、今後望まれる対策についてご提言いただきます。その後第2部の「水稻高密度育苗技術をめぐるその後」では、ヤンマーアグリ株式会社の澤本和徳さんから、稲作の大規模化・省力化に資する新たな栽培技術として注目されている高密度育苗(あるいは密苗)の普及状況と、将来の見通し、課題等についてご紹介いただきます。次いで、当協会が緊急課題として2年間取り組んできた「水稻高密度育苗における箱粒剤の適応性」に関する検討結果について、舟木勇樹から紹介させていただきます。また第3部の「新たな農薬登録制度をめぐるその後」では、まず農林水産航空協会の中島満さんから、防除への活用が期待されているドローンについて散布性能をご紹介いただくとともに、無人ヘリで永年にわたり蓄積されてきたご知見を踏まえ、ドローンの防除への利用の可能性や課題についてお話いただきます。次いで、日本農薬株式会社の元場一彦さんからは、農薬取締法の一部改正に伴って導入されることとなった農薬使用者とミツバチに対する登録審査やリスク管理に関し、欧米の現状をご紹介いただくとともに、我が国で導入される制度の仕組み、懸念される影響等についてご紹介いただきます。

本日ご紹介いただく「その後」は、依然として「はじまり」なのかもしれませんが、大きな課題であるだけに、それぞれの進捗状況をしっかり確認しながら、さらなる取り組みを進めていくことが肝要と考えます。本日のシンポジウムがその一助となることを祈念し、開会の挨拶といたします。

【講演概要】

シンポジウムは3部構成で、課題ごとに2題の講演と質疑応答で構成。

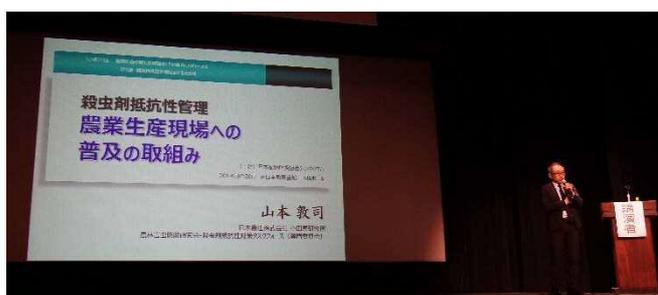
第一部



「薬剤抵抗性対策をめぐるその後」
JFRAC の田辺憲太郎氏が「国内外の殺菌剤耐性菌管理の現状と対策」の題で講演。

Crop Life International の技術部会である FRAC では、殺菌剤リスク、病

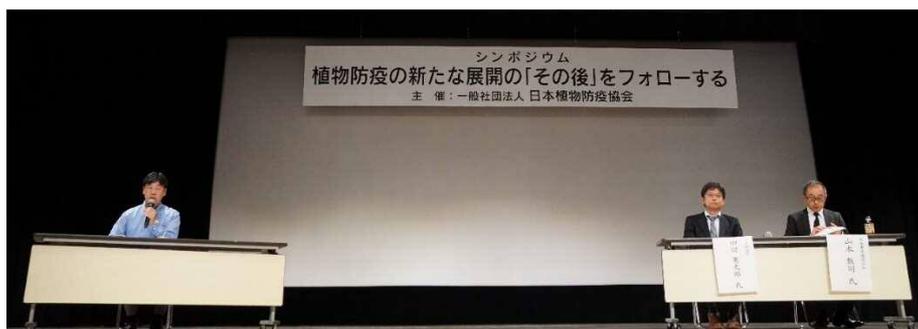
原リスク、栽培リスクから総合的に耐性リスク評価を行い、リスクの高い殺菌剤の使用ガイドラインを作成している。欧州ではメーカーの垣根を越えて感受性のベースラインや感受性モニタリング情報を共有している。日本では、JFRAC が農薬工業会の薬剤抵抗性対策特別チームと共働して活動を強化していること等が紹介された。



日本曹達(株)の山本敦司氏が「殺虫剤抵抗性管理：農業生産場面への普及の取組み」の題で講演。

生産現場で抵抗性管理を実施するためには、一方向の情報発信だけではなく、生産者からの声を取り入れた相互のリスクコミュニケーションが

必要であり、生産者、普及員、研究者、農薬企業、農薬流通業者、植防関連団体、行政一体的に取り組むことが重要と締め括った。



第二部

「水稻高密度育苗技術をめぐるその後」



ヤンマーアグリ(株)の澤本和徳氏が「密苗移植栽培技術の普及状況」の題で講演。

水稻栽培において育苗・田植えに係る労力の軽減が課題となる中、高密度播種栽培(密苗)を現地農家、石川県農業試験場、ヤンマー(株)が一体となって開発してきた経緯を紹介。密苗は、育苗箱への播種量を 250g～

300g に増やすもので、精密な書き取り爪(密苗田植え機)を使用する以外は従来の移植体系と同様に行うことができ、慣行の栽培体系と同等の収量を確保できる。実証試験や密苗モニター実証の結果、収量・品質は慣行栽培と差がない、運搬が楽、ハウスの育苗面積が小さくて済むといった評価を得ている。この結果、密苗の普及面積は急激に増加していることなどを紹介した。



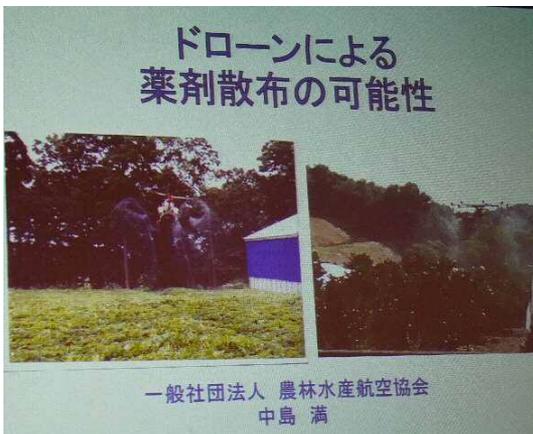
日本植物防疫協会の舟木勇樹氏が「水稻高密度苗における箱粒剤の適用性」の題で講演

高密度育苗技術の急速な普及拡大により、水稻の基幹的防除に組み込まれている箱粒剤の適応性に対し各方面から懸念が示されていることから、協会の緊急的な自主研究課題に取り上げ2年にわたり様々な調査を行った結果を報告した。



第三部

「新たな農薬登録制度をめぐるその後」



(一社)農林水産航空協会の中島満氏が「ドローンにおける薬剤散布の可能性」の題で講演

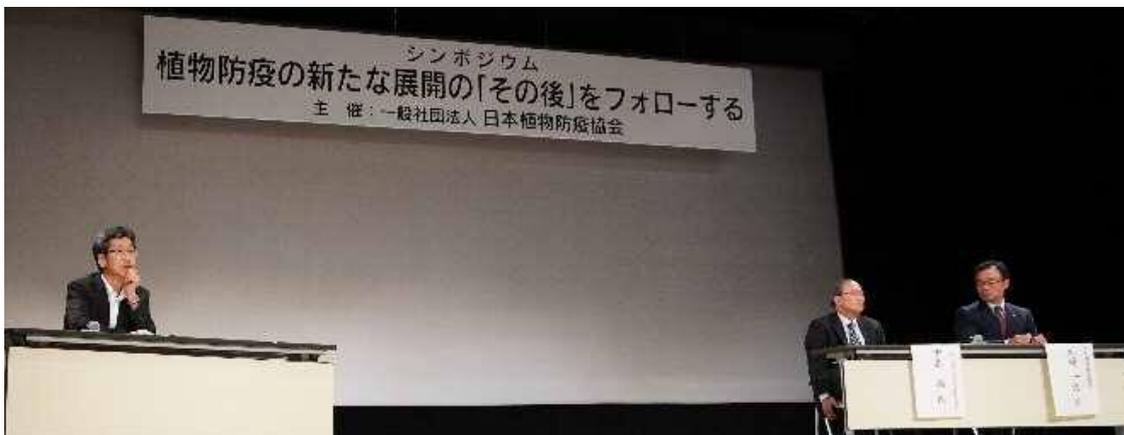
現在、産業用マルチローターは多くのメーカーから多くの機種が販売されており、10L容量のタンクを装着している大型の機種もある。平成31年2月の通知によりマルチローターによる防除の要望が高まっており、野菜や果樹における登録薬剤数の増加が望まれている。航空協会では過去に無人ヘリで様々な野菜や果樹に延べ600以上の薬効試験を行ってきたが、登録が取得されたものはごく限られている。マルチローターで果樹などに薬剤を均一に散布するには自動操縦等の新しい技術を導入していくことが有効で、それらの開発状況も紹介された。



日本農薬(株)の元場一彦氏が「農薬使用者及びミツバチ安全対策をめぐる国内外の現状と課題」の題で講演



農薬取締法改正により作業者曝露評価、ハチ、鳥類リスク評価、評価水生生物種の追加などが2020年4月に施行される。先行してこれらの評価が導入された欧州では、登録成分数は評価導入前の3分の1にまで減少した。近年の登録薬剤数の増加は主に生物農薬による



ものである。米国でも多くの製品が登録を失効している。日本で導入される作業者曝露は欧州に、ミツバチ評価は米国に、それぞれならったものといえるが、作業者曝露評価の結果はかなり厳しくなると予想され、殺虫剤では評価をクリアするために多額のコストを要する経費吸収試験が必要となる例がでてくる。しかし多額のコストをかけても必ずしもクリアできるとは限らない。この結果、作物登録を維持できない、維持できても使用時に重度の防護装備が求められる薬剤が多くなる可能性がある。殺虫剤ではミツバチ評価も厳しいハードルであり、それをクリアするための高次試験には莫大なコストがかかる。この結果、大幅な使用時期の制限、適用作物の縮小といった状況が多くなる可能性もあるとした。

総括質疑では、マルチローターの野菜や果樹への展開に際し、過去の無人ヘリの試験結果を解析していく必要などが話し合われた。また、新たに導入される登録評価について、近く開催される残留農薬研究所主催のITセミナー等で農薬対策室の担当官からも説明がある旨が紹介された。

今回のテーマ「その後」は「始まり」であり、これらの課題に関して、今後とも進捗を確認しつつ植物防疫のあり方を考えていくことを再確認した。

5. 第93回植物防疫研修会



開催日：令和元年10月7日(月)～11日(金)

場 所：(一社)日本植物防疫協会会議室

(一社)日本植物防疫協会は第93回植物防疫研修会を開催し、全国から64名が受講、うち全農薬からは25名が参加した。本研修会は、植物防疫及び病害虫・雑草等防除に関する正しい知識を備えた指導者を養成するため、全農薬

が日本植物防疫協会に委託し、昭和 49 年から実施している。現在は(一社)日本植物防疫協会が主催し、修了者は 5900 名を超えている。また平成 30 年度からは研修カリキュラムの見直しを行い、植物防疫について幅広い内容を系統立って理解出来るように構成されている。今回の開講式では(一社)日本植防協会の早川泰弘理事長より、本研修会の位置づけや特徴、受講の意義が説明され、改正された農薬取締法が掲載されている「農薬概説」を参考に研修で得られた知識や経験を今後の仕事に生かしていただきたいと挨拶された。また、研修 3 日目には情報交換会が女子栄養大学付属の「松柏軒」で開催され、研修生同士の交流が行われた。



真剣に試験に取り組む全農薬組員



試験内容を解説する高橋研修委員長

11 日(金)の最終日は、台風の影響が心配される中、修了試験が行われ全農薬の組員全員が合格した。これにより農薬安全コンサルタントが 25 名増えた。

6. 第 7 回農薬安全コンサルタントリーダー研修会

日 時：10 月 23 日(水)～25 日(金)

場 所：全農薬 9 階会議室

参加人数：26 人

開講に当たり挨拶する大森理事長



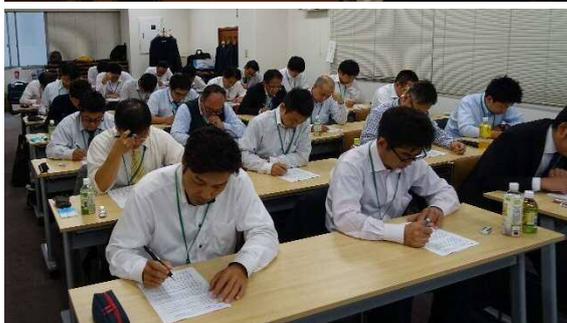
これからの農薬卸の社員さんは、技術販売に今まで以上力を入れていかないと農薬卸の将来に未来はない。何もしないでこれまで通りの商売をしていると「ゆでがえる」になってしまう。農薬の再評価が始まると、出回る農薬も少なくなるし、抵抗性問題等、農薬使用も難しくなってくる。そこで、

農薬安全コンサルタントリーダーの出番も増えるので、全農薬としては皆さんの活躍に期待をしているのでしっかりとこの場で勉強して欲しいと挨拶された。



真剣に大森理事長の挨拶を聴く研修生の皆さん。

人気のある鈴木誠先生の講義を聴く研修生



試験に取り組む研修生



修了式で挨拶する橋爪安全協会会長

今回は 25 人が試験に合格した。2 月の地区会議の地域研修を終了すると 23 名が新たに農薬コンサルタントリーダーに認定予定。



現場に役立つ野菜の病害診断の講義を行う神奈川県農業技術センター生産環境部長 植草秀敏先生

農業の中で病害虫・雑草は、重要問題農家は自力のみで対処できない病害虫雑草は生物環境であり、その対策は常に必要である。

- ・ 気候の変動に大きく影響される。発生の周年差が大きい。
 - ・ 新しい栽培技術や新しい作目、品種の変遷についてまわる。
 - ・ 国外から新たな病害虫が侵入する。
 - ・ 病害虫に抵抗性のある品種を侵すものが現れる。
- ・ 薬剤耐性（抵抗性）の病害虫雑草が現れる。そのため、公設の機関・農協等(行政対策・調査研究・普及指導)の助けが必要な重要な課題

7. 第 292 回理事会

日 時：11 月 12 日(火)15:00～

場 所：全農薬 9 階会議室

大森理事長挨拶



審議も終わり閉会のあいさつをする
栗原副理事長

全農薬第 54 回通常総会

日 時：11 月 13 日(水)10:30～

開催場所：海運クラブ(2 階ホール)

司会進行 事務局の鈴木恵美職員



議題

第 1 号議案 令和元年度決算関係書類承認の件

第 2 号議案 令和 2 年度賦課金の金額及びその徴収方法決定の件

第 3 号議案 令和 2 年度事業計画(案)並びに収 支予算(案)承認の件

第 4 号議案 令和 2 年度借入金最高限度額(案)決定の件

第 5 号議案 役員報酬額(案)決定の件

開会宣言



定刻となり、事務局の伊藤参事より本日の通常総会出席組合員数は第 54 期末組合員数 201 社に対し、本人出席が 56 社、委任状 117 社、合計 173 社であり、定款第 41 条の法定数を満たしているため、有効に成立する旨を報告し開会を宣言した。

開会挨拶：大森 茂理事長



本日は、お忙しい中、多くの方に全農薬の総会に出席いただきありがとうございます。

私自身、2年前の総会を思い出すと、宇野理事長就任一年目の冒頭あいさつを聞いて「これで全農薬の組織若返りも順調に船出した」と安心した記憶が鮮明に残っています。

全農薬の抱えている課題は、宇野理事長時にスタートした近未来プロジェクトチームにより様々な課題の抽出がされて、あとはその課題を組合員と共にいかに

乗り越えていくかだと思っているところです。

この一年の委員会活動内容の詳細は、総会議案で説明しますが、近未来構想委員会は残念なことに宮崎理事より近未来構想委員長を辞任したいとの申し出が夏にありました。その思いは引き継ぐことが私の任期中に与えられた大事な課題だと思っています。

全農薬の発足時の礎である共同購買部門を担当している経済活動委員会はこの一年間、木幡委員長の元、大変厳しい環境下でしたが値上げなどもあり前年実績を上回ることが出来ました。また、もう一つの柱である安全協活動を支える教育安全委員会では、橋爪委員長の元で農薬シンポジウムを香川・和歌山そして三重と3地域で開催することが出来ました。



また、農薬安全コンサルタントおよびコンサルタントリーダー養成も希望者が多く、事務局からは嬉しい悲鳴が聞こえてきています。これらの資格保有者は、今後、益々地域での存在感を高めていけるのではと期待しています。そしてIT広報委員会では、新任の中村委員長の元、全農薬受発注システムの一層の活用法について検討を始めてくれています。最後になりましたが総務委員会では、以前より課題となっています全農薬ビルの将来構想を山本委員長の元で、課題を整理しており、まだ時間はかかりますが道筋をつけてもらっています。また、全農薬の諸規定の見直しについても進めていますので、もし組合員の会社でもお悩みのことがあれば、ご相談いただければと思っています。そして、ややもすると独断専行しがちな私を、体をはって栗原副理事長が目を光らせてくれています。事務局体制については、7月に山本副参事が家庭の事情で退任され、受発注を担当してくれていた山口さんが自分の夢に向かって転職されました。男性陣は、伊藤参事と宮坂技術顧問の2人体制に戻り、女性陣は山口さんの後任には渡辺さんが業務を引き継いでくれ、鈴木さん・福田さんの3人で引き続き日々の業務を頑張ってもらっているところです。

全農薬の将来への道標について、近未来構想の立案と実行については、私の任期中では時間が足りそうにありませんが、組合員にとって優先度の高いもの、また今までの慣習をそのままに続けるのではなく、本質的な目的を踏まえて、見直して理事会を通じて再構築していきますので、組合員各位からも引き続きご指導・ご鞭撻をお願いして、総会開会にあたっての挨拶といたします。ありがとうございました。

議長選出

大森理事長から議長の選出を如何にするかと諮ると、会場から理事長一任との声があり、大森理事長は群馬県カネコ種苗株式会社伊藤一貴氏を指名。全員拍手で伊藤一貴氏の議長を承認。

議事



伊藤議長が議長席につき、以下について議事に入り審議の結果、すべて原案通り承認された。

第1号議案 令和元年度決算関係書類承認の件

第2号議案 令和2年度賦課金の金額及びその徴収方法決定の件

第3号議案 令和2年度事業計画(案)並びに収支予算(案)承認の件

第4号議案 令和2年度借入金最高限度額(案)決定の件

第5号議案 役員報酬額(案)決定の件

最後に伊藤議長から「これもちまして本日の議案を全て終了しました。皆様のご協力を得て無事終了しました。誠に有難うございました」と、お礼を述べ議長席を降りた。

午前11時に第54回通常総会のすべての議案を終了し、閉会した。

全国農薬協同組合の行事

1. 組合員の慶弔報告

伊藤参事から、この一年にご逝去された組合員のお名前を読み上げ、謹んで故人に黙祷を捧げた。

久保田農薬株式会社 前代表取締役社長 久保田豊 様(2018年12月2日)

海野薬品株式会社 取締役会長 海野寛 様(2019年1月10日)

株式会社山清商店 前代表取締役 前澤猛 様(2019年4月12日)

大信産業株式会社 相談役 田中富造 様(2019年5月28日)

宮本商事株式会社 取締役会長 宮本和一 様(2019年9月1日)

2. 表彰の部

令和元年度支部別特別奨励上位5支部について表彰。以下の5支部が表彰された。最後に、大森理事長を囲んで記念写真を撮った。

【支部別売上伸長奨励】

第1位茨城県 第2位栃木県 第3位佐賀県 第4位広島県 第5位青森県

【支部別売上規模別奨励】

第1位熊本県 第2位広島県 第3位長野県 第4位新潟県 第5位茨城県



【組合員事業所永年勤続従業員表彰】

出席者

株式会社池田 山崎晴子 様 山陽薬品株式会社 在本篤史 様
 日植アグリ株式会社 佐藤智幸 様 大信産業株式会社 森本彰 様



ご都合により欠席され方

株式会社コハタ 前田隆秀 様 前野滋 様 横澤元 様 村中紀明 様
 日栄商事株式会社 殿垣内章二 様 大信産業株式会社 川上令芳 様
 グリーンテック株式会社 福岡龍二 様 山城隆宏 様

無事、組合行事も滞りなく終わり、最後に栗原副理事長の閉会の挨拶で終了した。



第 42 回安全協全国集会

日時：11月13日(水) 13:00~19:30

場所：海運クラブ(2階ホール)

参加者: 218人



議事次第に則り、積水ヒノマル株式会社の安武理事の司会進行で開会。
特別講演への関心の高さからか、会場は13時には既に満席状態となった。

大森理事長挨拶概要



昨今、ネオニコチノイド剤やグリホサート剤の安全性を懸念する団体の動きが活発化しているだけに、農家への安全使用の啓蒙活動のみならず、一般消費者の農薬に対する誤解や偏見に対して正しい情報提供がますます必要になってくると考えている。具体的には、毎年実施している各県支部での農薬シンポジウムなどを通じて、農薬の安全性等の啓蒙活動に努めていきたいと述べた。また、農薬について、農家の皆さんや消費者の皆さんに正しい知識・認識を持ってもらうことが重要と述べ、全農薬は安全協組織を充実させ、農薬のイメージアップのために安全協活動を活発にしていきたいと挨拶された。

橋爪安全協会長挨拶

第42回安全協全国集会にご参加いただきありがとうございます。また、平素より安全協活動に全国各地でご協力賜っておりますこと高い席からではございますが御礼申し上げます。さて、前年度の安全協活動をご報告させていただきます。「農薬シンポジウム」は香川県・和歌山県・三重県で開催いたしました。どの会場も地域の特色を活かした設営に、来場いただいたお客様には「農薬の必要性」をアピールできる場となったと思います。今回は予算の見直しや、共用部分による経費削減など今までにない取り組みを該当県の担当者様にお願いしました。各県の安全協担当者並びに県卸商の皆様には改めて感謝申し上げます。

令和二年度は、大分県・山形県の二ヶ所で開催予定です。各県の安全協担当者様該当県の卸商の皆様何卒宜しく願いいたします。また、近隣の県の方もサポート宜しく願いいたします。



「農薬コンサルタントリーダー」につきましても、おかげさまで二月の地区会議を経て全国で150名を超える見通しとなりました。

現在、「輸出サポート」の場面でご協力をいただいておりますが、まだまだ環境整備は必要だと痛感しております。皆様方から何かアドバイス等ございましたらご提案いただければ幸いに存じます。参考にさせていただきます。

さて、本日はご講演は、大日本住友製薬 多田会長様にお願いしております。「医薬業界」「農薬業界」、似て非なる物なのか？医薬業界から学ぶところは何なのか？本日はご参加いただきました皆様にとって、何かの気付きになれば幸いに存じます。それでは本日も最後まで宜しく願い申し上げます。

議長選出



橋爪会長から議長の選出方法が問われ、会場から会長一任との声があり、会長は安全協副会長の広島県大信産業株式会社田中公浩氏を指名した。

【議 事】

指名された田中公浩議長は、議事の1番目、令和元年度事業報告、収支決算について安全協田邊副会長に説明をお願いした。説明概要は以下の通り。

- ①平成25年2月からスタートさせた農薬安全コンサルタントリーダーの養成については、令和元年度末迄に130名の農薬安全コンサルタントリーダーが誕生。
- ②農薬安全コンサルタントリーダーは農産物輸出サポート事業の病害虫専門家として、輸出希望生産者に対する指導、助言を行っている。
- ③全農薬主催「農薬シンポジウム」の報告を実施県である、三重県、和歌山県、香川県の県幹事からこの後、パワーポイント資料を用い報告する。
- ④農薬危害防止運動(キャンペーン)を18支部で実施し、北海道から実施報告する。
- ⑤安全協事業費(教育情報事業費)収支明細表について、全組合員からの教育情報賦課金、正会員等からの会費も順調に納入され、賛助会員の皆様、プリグロックスL安全対策協議会、ランネット普及会からの指導農薬分担金等、予算通りの収入があり事業活動も計画通り実行出来た。

この件について、会場からは拍手をもって承認された。



議事の2番目、令和2年度事業計画(案)、収支予算(案)について、安全協田邊副会長から説明。田邊副会長から全国集会資料に基づき説明。

- ①安全協運動方針・事業方針(案)
- ②令和2年度の「農薬シンポジウム」は山形県、大分県の2県で予定している。
- ③令和1年10月に実施した第6回農薬安全コンサルタントリーダー研修会の試験合格により令和2年2月の地区会議の講習を経てコンサルタントリーダーは23名増える見込み。
- ④令和2年度の収支予算(案)安全協の収入は正会員、特別会員、賛助会員様からの会費を含めてほぼ前年並を見込んでいる。本年度の第7回農薬安全コンサルタントリーダー研修会、農薬シンポジウム、安全協支部活性化のための危害防止キャンペーン助成の費用にあてる等、令和2年度運動方針・事業方針を具体的に実施するための予算(案)となっている旨、説明。会場からは拍手をもって承認された。

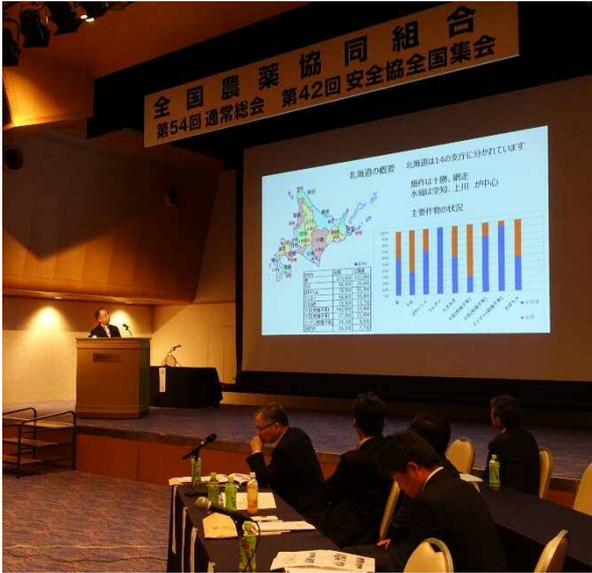
農薬シンポジウム実施報告

三重県安全協幹事の東海物産株式会社吉田稔様、次に和歌山県安全協幹事の西日本グリーン販売株式会社大井武志様、最後に香川県安全協幹事の株式会社喜多猿八の中村翔太様から報告があった。いずれの県からも農薬シンポジウムにより農薬のイメージは改善されたが、観客動員が大変な旨報告された。



会場にお見えになっていた本山直樹千葉大学名誉教授より、安全協主催の「農薬シンポジウム」に長年関わってきたが、次回開催県に対し、会場の問題をはじめ、観客確保等が全然伝わっていないと、苦言が呈された。

※事務局では丁寧なマニュアルを作り開催県担当者に渡しているが、皆さん自分の県に開催が回ってくるまで他人事のように考えているのが問題。次回開催県は、前年度開催県から具体的に何が問題か引き継ぎされることを希望。



農薬危害防止運動のキャンペーンについて、18支部で実施した内容が報告された。

また、最後に北海道の実践について、北海道日紅株式会社の川島様より具体的な事例をパワーポイント資料を用い報告された。

【特別講演】

講師 大日本住友製薬株式会社 代表取締役会長 多田正世 様

本日の特別講演「農薬卸業の将来～医薬卸業は参考になる？」を大日本住友製薬株式会社代表取締役会長多田正世様からご講演いただきました。



【多田様のご経歴】

多田様は大学をご卒業後、住友化学に入社され、農薬事業部門の責任者を務められ、その間に農薬工業会会長も務められました。その後2005年に現在の大日本住友製薬に移られて、代表取締役社長、現在は代表取締役会長で日本製薬工業協会でも会長を務められ、唯一、医薬、農薬両方の工業会で会長をご経験されています。

農薬事業と医薬事業 ～キーワード～

農薬と医薬事業との比較を次の比較項目のキーワードを使って解りやすく講演。



1. 市場/事業対象

大日本住友製薬

農薬	医薬
<ul style="list-style-type: none"> 海外市場は頭打ち（2014年迄は拡大） 市場規模600億ドル（6兆6千億円） 国内も横ばい（数量減を単価で補う） 市場規模30億ドル（3千3百億円） 世界の5% 防除対象に大きな変化なし メーカーの規模格差 世界トップ2.4兆円 日本トップ2.9千億円 	<ul style="list-style-type: none"> 海外市場は拡張(米・中を中心) 市場規模1兆1千億ドル（120兆円） 日本市場は縮小傾向 市場規模850億ドル（9兆円） 世界の8% 主要疾病は変遷：生活習慣病から ガン・自己免疫疾患へ メーカーの規模格差 世界トップ4.5兆円 日本トップ2.5兆円

2. 競合状況

大日本住友製薬

農薬	医薬
<ul style="list-style-type: none"> 海外はジェネリック伸長、国内も推奨 海外メーカーは大幅に減少 国内のメーカー数は微減 国内卸、農協の数、減少 	<ul style="list-style-type: none"> 海外G品は伸長、国内G品切替インセンティブ（医療機関薬局医療費削減） 海外のメーカー数大幅減少 国内のメーカー数も少し 国内卸の数、大幅に減少

政府主導「農業競争カプログラム」

生産者の所得向上を目的。

政府主導「農業競争カプログラム」

生産者の所得向上を目的。

- ◆ 生産資材引き下げ
- ◆ 農産物の流通・加工の構造改革が推進
- ◆ 生産資材引き下げ
- ◆ 農産物の流通・加工の構造改革が推進



3. 流通経路

農薬	医薬
<ul style="list-style-type: none">製造業者から商系(6割)および全農(4割)などの系統に出荷流通段階で卸売業者から一部農協やホームセンター等に流通	<ul style="list-style-type: none">医療用医薬品についてはメーカーから卸経由で病院・薬局へ(単一のルート)

4. 価格決定

農薬	医薬
<ul style="list-style-type: none">10%の開発費を含む製造原価の他、同じ目的(農作物・病害虫)で使用できる別の農薬の価格も参考に設定。毎年、前年度価格をベースに、全農とメーカーの交渉で決める。海外では、メーカーと流通業者間で決定。	<ul style="list-style-type: none">日本では、申請時に、類似薬効を持つ先行品と比較して、比較薬がない場合は製造原価をベースに、国の機関が定める。2年に1回、市場実勢価に基づき改訂米国では、保健機関とメーカーが交渉して決める。

5. 規制法/安全基準

農薬	医薬
<ul style="list-style-type: none">国の登録制により製造販売を規制日本では使用者の責務も大きい自然環境の違いから国ごとに規制が異なる。	<ul style="list-style-type: none">研究・開発・製造・販売・市販後の全バリューチェーンを規制。国際基準に従い、グローバルで新薬開発。

6. 技術発展

農薬	医薬
<ul style="list-style-type: none">ゲノム・遺伝子など創薬技術の活用バイオレメディエーションなど環境への対応技術IoTおよびAIの活用	<ul style="list-style-type: none">様々な技術分野がイノベーションを創出新しいモダリティで新製品開発ビックデータの活用で新たな時代の芽

最後に、農薬卸の生き残り策は？次のような外部環境の変化に対応した対応が必要と結んだ。

- 政府が新たな施策に取り組み始めると、その施策は時間軸に誤差はあっても、実現される可能性が高い。
- 農業競争力強化法は農業関連産業に変化を生む。
- 新たなテクノロジーが活用され、デジタル化が進むと、変化のスピードは上がる。
- この変化をチャンスと捉えて、今まで以上に幅広い視点から施策を検討すれば、進む方向が見える。
- 施策が見えてきたら、実行策としての買収や、資金の算段も含めて志を共にする相手との合併や提携を、思い切って進める。

農薬卸の生き残り策は以下の6項目が生き残り策と考える

- ①規模の拡大（合併、連携、広域化等）
- ②市場の拡大（海外進出等）
- ③周辺事業への進出（買収等で食品事業、種苗事業等）
- ④農家への直販（特に農地保有的専業法人向け）
- ⑤農家ソリューション提供（品質保証、農産物販売）
- ⑥スマート農業の指導・機器販売

会場は特別講演に関心の高い方が多く満席の状況となった。



「来賓祝辞」

農林水産省消費・安全局農産安全管理課農薬対策室 石岡室長挨拶概要



農林水産省農薬対策室の石岡です。まずは本日、第42回全国農薬安全指導者協議会全国集会が開催されましたことに、心からお祝い申し上げます。また本協議会におかれましては、農薬安全コンサルタントを通じた啓発活動や、農薬使用に関する講習会・シンポジウムの開催など、日頃から農薬の適正使用に向けた様々な取組にご尽力いただいておりますことに対しまして、この場をお借りして改めて御礼申し上げます。

さてせっかくの機会ですので、私からは、農薬行政に関する最近の動きについて、簡単にご紹介させていただきます。

皆様ご存知のとおり、昨年6月、農薬の安全性の一層の向上などを目的とした農薬取締法の一部を改正する法律が成立し、昨年12月に施行されたところです。この改正農薬取締法の1つ目のポイントである再評価制度につきましては、既登録農薬については、2021年度から、国民の健康等に対する影響の大きさを考慮し、国内での使用量が多い農薬から優先的に再評価を実施することとしております。また、本年9月には、2021年度に評価対象となる農薬を公表したところです。今後、再評価実施の2年程度前に、順次、対象となる農薬を公表していく予定です。

また、改正農薬取締法の2つ目のポイントは、農薬の安全性に関する審査の充実です。これにつきましては、専門家の意見も聞きながら、農薬使用者への影響評価や、農薬の蜜蜂への影響評価に関するガイドラインを既に作成し、来年4月の第2弾施行と併せ、新たな評価法を導入することとしています。

このほか、改正農薬取締法では、新規申請や変更申請の際に、病虫害の防除において特に必要性が高いものと認められる場合などには、他の農薬の審査に優先して審査を行うように努める旨の規定、つまり、優先審査の仕組みを新たに導入しており、これにより、防除現場のニーズに応え、防除に有効な農薬が確保されるようにしているところです。

また、法改正とは、直接は関係しないのですが、生産量が少なく使える農薬に制約のある、いわゆるマイナー作物に使用できる農薬を拡大するため、作物群での農薬登録を進めているところであり、平成29年4月には果樹類について、また、本年4月からは野菜類や穀類等に対象を拡大したところです。

さらに、ドローンに適した高濃度・少量で散布できる農薬への対応ということで、本年2月に、変更登録の申請時に提出する試験成績の内容を見直したところです。

先般の法改正により、登録制度を通じて農薬の安全性を一層向上していくことにしていますが、消費者に安全で品質の良い農産物を提供するには、これまで以上に、農薬の適正使

用を推進していく必要があります。

この農薬の適正使用の推進の一環として、本年度も農薬危害防止運動を実施し、運動期間は8月に終わりましたが、農水省では、都道府県と連携して、各地域の取組内容とその検証を行い、次年度以降の運動に活かすこととしています。

また、農薬として使用することができない除草剤、いわゆる非農耕地用除草剤の販売等に対する監視・指導や、インターネットを利用した農薬の販売に対する指導についても力を入れているところです。

このように、農薬行政については、引き続き、登録制度を通じた農薬の安全確保と、登録された農薬の生産現場における適正使用を、車の両輪として、進めていくこととしていますので、本日お集まりの皆様におかれましては、引き続き、農薬の適正使用の推進にご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、全国農薬協同組合と全国農薬安全指導者協議会の益々のご発展をお祈りいたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。

農林水産省消費・安全局植物防疫課防疫対策室 古畑徹室長挨拶概要

ただいまご紹介いただきました農林水産省消費・安全局植物防疫課防疫対策室長の古畑です。お集まりの皆様におかれましては、日頃より、植物防疫行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

最近の植物防疫を巡る諸情勢をご報告申し上げます。

1 今年の病害虫発生状況



ご承知のとおり、本年は度重なる台風の上陸やそれに伴う豪雨及び暴風雨等の天災が多く発生しており、農業経営そのものに被害が生じました。このような天候下では、病害虫の発生も、今までに例のないような発生消長となる可能性もあり、防除指導の重要性がますます高まっているところ、皆様での防除資材の供給にもご苦労が多かったと推察します。

本年7月、ツマジロクサヨトウが国内で初確認されたことを受け、急進国内での発生状況を把握するための圃場調査や防除対応を行うこととなりました。皆様には、植物防疫法第29条に基づき、県が行う防除指導の中で、薬剤の供給等にご協力いただいたところ、感謝申し上げます。

さらに、本年は平成25年以来、九州を中心に西日本の複数県でトビイロウンカの警報が発表され、報道でも度々とりあげられました。当課も8月に指導通知を発表したところであり、被害防止に向け、各都道府県でも指導の徹底がなされたところです。

本年は飛来量が多く、また7月下旬から全国的に気温が高かったこともあり、本虫の発生

が多い傾向が続いておりましたが、各都道府県での取り組みもあり、一部地域を除き大きな被害には繋がらなかったとっております。

また、国内の一部地域で発生が確認されているテンサイシストセンチュウおよびジャガイモシロシストセンチュウについては、植物防疫法に基づく緊急防除が実施されています。両種ともに防除区域外で発生が確認され、現在、発生範囲を特定するための調査を実施しています。今後、調査結果を踏まえ、対策検討会議において防除対策を検討することとしています。

我が国未発生 of 病害虫の侵入は、我が国の農業生産に大きな影響を及ぼすものです。このため、都道府県の協力を得て重要病害虫の侵入警戒体制を強化し、迅速かつ的確な防除に努めていきたいと考えています。

2 ドローン等小型無人機をめぐる情勢について

規制改革推進に関する第4次答申を受け、本年7月をもって技術指導指針が廃止となり、両局長通知の一部改正及び空中散布ガイドラインを新たに制定したところです。

農水省としても、運用の見直しやそれに伴う通知の整備について、広く周知するため、まず、各地方農政局単位での説明会を実施したところです。今後、都道府県、地域においても周知を行っていくこととしておりますが、皆様におかれましても、よくご理解いただき、現場への理解の醸成にご協力をお願いいたします。特に、ドローンに関しては、これまで農薬散布に携わっていなかった者が、事業参入してくるケースが増えてくると考えられるところ、現地での皆様のご理解、ご協力が不可欠と考えておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

このような技術の進歩は、我々が日々皆さまとともに進めている安全対策に資するものも多いためと考えております。我々農水省としても政府全体の動きに遅れることのないよう、引き続き新たな技術を取り入れてまいりたいと考えております。

3 国際植物防疫年について

昨年末の国連総会決議により、来年2020年は国際植物防疫年と定められました。国際植物防疫年は植物病害虫の新たな地域へのまん延防止の重要性に関する意識向上を目的としています。当省としても、植物防疫の重要性について認知度向上につながるよう、貴会の関係者の皆様とも連携し、周知活動に取り組んでいきたいと考えています。

4 最後に

最後になりますが、全農薬並びに安全協におかれましては、日頃から、植物防疫の基幹である農薬の適正使用の啓発等にご尽力をいただいております。

引き続き、病害虫防除の的確な実施にご協力をお願いするとともに、各会員の皆様方におかれましては、今後も、貴会の活動を通じて農業の生産性の向上、消費者の理解の向上等に寄与され、これまでも増して国民の期待に応えていただきますようお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。

一般社団法人 日本植物防疫協会 早川泰弘理事長挨拶



ただいまご紹介いただきました日本植物防疫協会の早川です。第42回全国農薬安全指導者協議会全国集会にお招きいただきありがとうございます。長きにわたり全国農薬安全指導者協議会(親しみを込めまして「安全協」と呼ばせていただきます)がたゆまぬ活動を続けられて来たことに対し、心より敬意を表する次第です。私個人としてもこのような場でご挨拶する機会をいただきましたことに対し、非常に感慨深いものがあります。と申しますのは、私が初めて安全協とお仕事をさせていただいたのは、はるか35年前の昭和59年(1984年)から昭和62年(1987年)の当時、農林水産省農蚕園芸局植物防疫課農薬対策室の駆け出し農薬安全指導係長の頃でした。

の頃でした。

安全協は、初代会長の本多農薬の佐次一社長、二代目会長の株式会社コハタの木幡進社長の時代でした。ちなみに当時の全農薬の理事長は、現在の大森理事長のお父上の大森主山陽薬品社長でした。初めて佐次会長とお会いして、安全協と農薬安全コンサルタントの説明を伺う中で、佐次会長が「早川さん、農薬の販売というのは、単なる物の販売とは違います。農薬は使用方法を間違えれば、使用者である農家に健康被害を及ぼし、また残留農薬の観点から消費者の安全も損なうこととなります。したがって、農薬の販売の際には、農薬を購入する人に対し、正しい知識に基づき農薬の安全使用についてもきちんと説明できなくてはなりません。そのため、全農薬は、安全協を設立し、農薬安全コンサルタントを養成しています。農薬安全コンサルタントは、医薬における薬剤師にあたるものを目指しています。」と、穏やかな中にも凜とした口調でそう仰ったのが今でも鮮明に思い出されます。農薬安全コンサルタントについては、さらに思い出があります。その後、昭和60年(1985年)に、いわゆる「パラコートドリンク剤事件」が全国で頻発し、農薬の安全対策の一環として、農水省は、都道府県の認定による「農薬管理指導士」制度をつくることになりました。内外の調整に時間がかかり、昭和62年(1987年)2月にやっと関係通達を施行することとなったのですが、その際の課題として、一部先行してこの制度を運用していた県を除けば、ほとんどの県は、初めての経験であり、研修を行い認定するまでに一定の時間がかかるため、その当時の農薬による事件・事故等に対処するためには、できるだけ短期間にまとまった数の農薬管理指導士を養成する必要がありました。そのため、すでに定着していた安全協の農薬安全コンサルタントと全農の防除指導員を念頭に、「各県は、関係団体による同種の認定者を農薬管理指導士に準ずるものとして積極的に活用してほしい」旨の規定を通達に盛り込みました。これを踏まえ、農薬安全コンサルタントや防除指導員は、各県において所定の手続きを行えば、農薬管理指導士として認定されることになりました。従いまして、農薬安全



コンサルタントは、都道府県の農薬管理指導士としても行政当局と連携し現場の安全対策の一環を担われていると拝察しております。

安全協は、さらに、現状にとどまることなく、「作物の病害虫・雑草防除の処方箋を医師のように書ける専門家を育てる」という理念の下、平成25年(2013年)から「農薬安全コンサルタントリーダー」制度を開

始されました。敬服すべき取り組みと思います。

そして、現在、農薬安全コンサルタントは約1300名、農薬安全コンサルタントリーダー約130名が現場で活躍されていると伺っております。日本植物防疫協会も、農薬安全コンサルタント養成の一環である「植物防疫研修会」の運営を重要な事業の一つとして位置付け、ご支援させていただいております。さて、話は変わりますが、農林水産省の資料によりますと、農業就業人口は、平成7年(1995年)に414万人だったものが20年後の平成27年(2015年)には210万人と半減し、そのうちの63%にあたる133万人が65歳以上となっています。一方、一経営体当たりの経営規模は、同じ期間に1.6haから2.5haに拡大していますが、今の高齢者層がリタイアしたときにその経営面積を引き受けるためには、現在の一人当たりの作業面積の限界を一気に大きく打破する必要があります。そのため、農林水産省は、ドローン、ロボットトラクタ、AI等の先端技術を利用したスマート農業の展開を強力に進めています。農薬散布を含めた病害虫雑草防除技術についても大きなブレークスルーがあるかもしれません。また、昨年改正された農薬取締法に基づく再評価制度や使用者安全・ミツバチ・生活環境動植物に関する規制の内容によっては、登録農薬の現状が大きく変わる可能性もあります。

このような大きな変革が予想される中であっても、農薬の使用については、常に最新の正しい知識と情報に基づき、発生した又は発生するであろう病害虫雑草の内容を見極めた上で、適切な農薬を選択し、そしてラベルに記載されたとおり適切に使用するという基本は変わらないことを我々植物防疫関係者はあらためて認識しなければならないと思います。農薬の販売という、より現場に近い立場でこの基本を踏まえて日々活躍されておられる農薬安全コンサルタント及び農薬安全コンサルクントリーダーが農薬安全対策に果たす役割は益々高まっていると思います。最後になりますが、農薬安全コンサルタント、農薬安全コンサルタントリーダー、それを運営する全国農薬安全指導者協議会、そしてその母体である全国農薬協同組合の更なる発展を祈念し、お祝いの言葉といたします。

本日は誠にありがとうございました。

農薬工業会小池 会長挨拶



ただ今ご紹介いただきました、農薬工業会会長の小池でございます。第42回全国農薬安全指導者協議会の全国集會に際し、一言ご挨拶を申し上げます。

全国農薬安全指導者協議会は、全国農薬協同組合の農薬安全コンサルタントを中核とした内部機関として設立され、その活動は農薬使用時の危害防止のみならず物流における安全性確保についても積極的に進めるなど、農薬の販売から末端ユーザーに至るまで、幅広く安全の確保に努力しておられます。農薬安全コンサルタントは農薬を扱う専門家としての責任を認識し、全ての取扱者に対して適切な情報提供を行うなど、社会に信頼される心強いパートナーとして農薬工業会も深く敬意を表する次第です。

さて、昨年12月に農薬取締法の一部を改正する法律が施行され、再評価制度が2021年4月から開始されます。また、登録時の農薬使用者及び蜜蜂等に対する影響評価の充実等は2020年4月に開始されることになり、その評価の考え方や方法が公表されているところです。

当会としては、農薬の安全性を一層確保することを前提に、新たな政策の運用において農業現場に与える影響についても慎重な配慮がなされ、防除に有効な農薬の登録が維持され農家に適切に提供されるよう、関係府省と引き続き意見交換を進めていく所存です。

一方、農業現場では、ドローンの利活用をはじめ新技術導入による総合的な農業生産コストの低減と省力化を目指して、スマート農業への期待が高まっています。農水省は水稲などの土地利用型作物に加え、ニーズの高い園芸作物への農薬登録拡大を急務とし、2022年までに散布面積を100万haとすることを目標に掲げ、ドローンに利用できる農薬を各分野で早期に拡大できるよう登録申請資料を簡素化しました。当会ではドローンに係る規制緩和策の下、各薬剤の特性を精査しながら、安全優先の視点を忘れず、これらに的確に対応した新規剤の創出、現場ニーズに応えた製剤や散布技術の開発を重点課題と捉え、スマート農業の後押しをしていく所存です。

また当会では、薬剤抵抗性管理活動として、農薬の作用性の種類ごとに付けた分類番号であるRACコードに関する情報を当会HPへ掲載するなど、薬剤抵抗性対策に有効な情報提供を実施してきたところですが、この度、病害虫の薬剤抵抗性発達を防ぐために、薬剤抵抗性が発達する仕組みと対応方法を解説したリーフレット「RACコードをご存じですか?」を作成しました。薬剤抵抗性が発達する仕組みを説明することで農家の方々の意識を啓発し、正しいローテーション散布を促すことが目的です。指導・普及の担当者や農家の方に無料で配布しています。有効な農薬が農業現場で長く使用できるようにすることは、農薬企業

はもとより、農業の継続的发展にとっても非常に重要なことです。RACコードと抵抗性の発達について理解を深めるためにリーフレットを活用していただければ幸いです。

最後に、全国農薬協同組合及び全国農薬安全指導者協議会の活動を通して、貴会の会員各社の事業が今後ますます発展するとともに、本日ご列席の皆様のご健勝と更なるご活躍を祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。



安全協担当鈴木健司理事による「スローガン唱和」

「情報交換会」 17:30～19:30



「皆さま、大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、全国農薬協同組合総会、全国農薬安全指導者協議会全国集会の情報交換会を開始いたします。情報交換会の司会をつとめさせていただきます香川県の株式会社喜多猿八の喜多と申します。よろしくお祈いします。はじめに、全国農薬協同組合 大森理事長よりご挨拶を申し上げます。よろしくお祈いします。」と、株式会社喜多猿八の喜多理事の司会で情報交換会がスタート。

故上路雅子(元(一社)日本植物防疫協会理事長)様に黙禱

冒頭、全農薬事業活動に大変お世話になった、元(一社)日本植物防疫協会理事長の上路雅子さんに対し黙禱を捧げた。ちょうど、昨年のこの席において、体調が悪いので病院に検査に行くと言われ、階段を上るのがきついたので下で挨拶すると言われ体が辛そうだったのが思い出される。

一同、黙禱



大森理事長挨拶

このたびの台風 19 号の被害により、犠牲になられた方々に哀悼の意を表し、被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。皆様の安全と一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

さて、本日はお忙しい中、全国より安全協のメンバー各位、また全農薬組合員の経営者、そして、この活動を支援いただいている賛助会員様と行政や関係団体の方々にお見えいただきこの場をお借りして感謝申し上げます。



全農薬の安全協活動は、本日お見えの全国の「農薬安全コンサルタント」の皆様による地域活動に支えられここまで来ました。

また、青木理事長・田中安全協会長時にスタートした全農薬主催の農薬安全コンサルタントリーダー研修も7回を数え、10月に開催したところです。

既に130名を超える農薬安全コンサルタントリーダーの皆さんには、今後も研鑽を続けられて、農産物の海外輸出サポートをはじめ、植物防疫に関する各種の指導的役割が期待されています。

さて、昨今ネオニコチン系やグリホサート剤について安全性を懸念する団体・グループからの動きが活発化して来ております。私どもも農家への安全使用啓蒙にとどまらず、農薬に対する誤解と偏見に対して、消費者へ正しい情報提供も益々必要になっております。安全協でも、本年、香川県・和歌山県・三重県の3県で農薬シンポジウムを開催し、農薬の正しい情報提供に務めているところです。

昨年、私が理事長に就任した時に掲げた3つのテーマの一つ「農薬のイメージアップ」について、安全協の皆さんが日々地域で活動して頂いている話を聞いて、あらためて感謝申し上げます。ただ、この活動は今後もそれぞれの地域で力を入れ適正に農薬を使用できる雰囲気づくりをしていかないと、日本人の食を支える農家の方々が、品質の良い農産物を安定生産しようにも農薬を使うと言うことで肩身の狭い状況にならないか心配しているところです。

今後とも賛助会員の皆様、行政機関との連携をますます深めてまいりたいと思っておりますので、ご高配よろしく願いして全国集会開会にあたっての挨拶といたします。

行政からのお知らせ

1. 再評価を受ける農薬の公表（9月9日公表）

○農林水産省告示第804号

農薬取締法（昭和23年法律第82号）第8条第1項（同法第34条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、再評価を受けるべき農薬の範囲を指定したので、同法第8条第1項及び第3項（これらの規定を同法第34条第6項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該農薬の範囲並びに再評価を受けるべき者が提出すべき資料及びその提出期限を次のように告示する。

令和元年9月9日

農林水産大臣 吉川 貴盛

1. 農薬の範囲

農薬取締法第3条第1項又は第34条第1項の登録を受けている農薬のうち、別表に掲げる有効成分を含む農薬

2. 再評価を受けるべき者が提出すべき資料

農薬取締法施行規則及び特定試験成績及びその信頼性の確保のための基準に関する省令の一部を改正する省令（令和元年農林水産省令第11号）第1条の規定による改正後の農薬取締法施行規則（昭和26年農林省令第21号）第2条第1項各号（第3号及び第4号を除く。）に掲げる資料。

ただし、農薬の使用方法その他の事項からみて当該資料の一部の提出を必要としない合理的理由がある場合においては、当該資料を提出することを要しない。

3. 提出期限

1 別表第3号、第8号及び第11号から第14号までに掲げる有効成分を含む農薬
令和3年10月1日から令和3年12月28日まで

2 別表第1号、第2号、第4号から第7号まで、第9号及び第10号に掲げる有効成分を含む農薬
令和4年1月4日から令和4年3月31日まで

別表	有効成分
一	アセタミプリド
二	イソチアニル
三	イミダクロプリド
四	グリホサートアンモニウム塩
五	グリホサートイソプロピルアミン塩
六	グリホサートカリウム塩
七	グリホサートナトリウム塩
八	クロチアニジン
九	一・三・ジクロロプロペン（別名D-D）
十	ジノテフラン
十一	チアメトキサム
十二	チオベンカルブ（別名ベンチオカーブ）
十三	チフルザミド
十四	ブタクロール

○官報告示された農薬の詳細

告示された再評価対象農薬一覧		※提出期限 ①は2021/10/1～12/28、②は2022/1/4～3/3						
No.	農薬名	用途	剤剤数	主な商品名	主な申請者	登録日	2017年出荷量(t)	提出期限
1	アセタミプリド	殺虫剤	23	モスピラン/マツグリーン	日本曹達/住友化学園芸	1995/11/28	50.27	②
2	イソチアニル	殺菌剤	47	スタウトルーチン	住友化学/クミアイ化学/バイエルクロップサイエンス/北農化学	2010/5/19	64.98	②
3	イミダクロプリド	殺虫剤	63	アドマイヤー/ガウチョ	バイエルクロップサイエンス	1992/11/4	64.32	①
4	グリホサートアンモニウム塩	除草剤	4	ラウンドアップハイロード	日産化学	1990/11/7	14.12	②
5	同イソプロピルアミン塩	除草剤	96	ラウンドアップ	日産化学/ニューファム	1980/9/22	2402.12	②
6	同カリウム塩	除草剤	11	ラウンドアップKロード/ラウンドアップマックスロード	日産化学/シンジェンタ ジャパン	2003/12/3	3248.35	②
7	同ナトリウム塩	除草剤	3	フレビオン	三井化学アグロ	1990/11/7	2.7	②
8	クロチアニジン	殺虫剤	91	ダントツ	住友化学	2001/12/20	75.91	②
9	D-D 保留中	殺虫剤	10	D-D/ノイリール/テロン	ダウケミカル/鹿島ケミカル/バイエルクロップサイエンス/アグロカネショウ/サンケイ化学	1950/3/10	8220.6	②
10	ジノテフラン	殺虫剤	120	スタークル	三井化学アグロ	2002/4/24	156.84	②
11	チアメトキサム	殺虫剤	29	アクトラ	シンジェンタ ジャパン	2000/8/15	48.36	①
12	チオベンカルブ	除草剤	17	サターン/クリアターン	クミアイ化学	1969/9/25	100.27	①
13	チフルザミド	殺菌剤	18	グレートムフルサポート	ダウ・アグロサイエンス日本/日産化学	1997/12/22	26.83	①
14	ブタクロール	除草剤	19	マーシット/クラール	日産化学/日本モンサント	1973/5/15	133.06	①

ハボタン（葉牡丹 *Brassica oleracea* var. *acephala* f. *tricolor*）

英名：Flowering cabbage

葉牡丹はアブラナ科アブラナ属の多年草。園芸植物として鮮やかな葉を鑑賞するが、観葉植物より一年草の草花として扱われる事が多い。名前の由来は、葉を牡丹の花に見立てたもの。耐寒性に優れ、冬の公園を彩るほか、門松の添え物にも利用されるが、暖地では色づかず、寒地では屋外越冬できない。



葉牡丹は、葉に葉緑体以外の色素を持たない品種と、赤キャベツ同様に色素（アントシアニン）を持つものがあり、一定以下の低温に晒されてから出葉すると葉緑素が抜け、白やクリーム色、または紫、赤、桃色等に色づく。それまでに分化した葉が周縁部を緑色に縁どり、着色した中心部の葉とのコントラストが映える。そもそもは、結球しない古い品種のキャベツ、またはケールが主に

観賞用として栽培されるうち、品種改良されたと見られる。ケールの渡来時期は鎌倉時代中期または江戸時代前期とされるが、現在見られるハボタンの作出時期としては、園芸ブームに沸き、草本植物の斑入りなど葉変わりが珍重された江戸中期以降と見られ、縁起のよい紅白二色が好まれたという。当時、博物学者の山岡恭安による『本草正正譌』（1778年）で牡丹菜、葉牡丹と記載されているのが文献上の初見とみられ古典園芸植物といえる。明治以降は冬の園芸植物として広まる一方で海外に紹介され、戦後はさらに品種も増え、現在では世界各地で栽培されている。学名 *Brassica oleracea* var. *acephala* の意味は、*Brassica* は古ラテン名でキャベツを意味し、*oleracea* は「菜園の、畑に栽培の」、*acephala* は、「頭状花のない」を意味する学名となっている。

参考「wikipedia」



牡丹のような最近の葉牡丹と春先の葉牡丹の花

花言葉：「祝福」「愛を包む」